

岐阜県公報

目次

告示

- 有害図書類の指定 (男女参画青少年課) 七四五
- 救急診療所の指定 (医療整備課) 七四五
- 岐阜県農業振興地域整備基本方針の変更 (農業振興課) 七四六
- 道路の区域変更 (道路維持課) 七四六
- 道路の供用開始 (同) 七四七

監査委員告示

- 定期監査の結果 (監査委員) 七四八

公示

- 特定非営利活動法人の設立認証申請 (環境生活政策課) 七五〇
- 県営土地改良事業計画の決定 (農地計画課) 七五〇
- 保安林に指定された旨の通知 (治山課) 七五〇
- 基本測量の実施 (用地課) 七五〇
- 公共測量の終了 (同) 七五一
- 岐阜都市計画の図書の縦覧 (都市政策課) 七五一

告示

第二千二百七号

平成二十二年十二月十日

(金曜日)

岐阜県告示第五百九十六号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十一条第一項の規定により次のものを有害図書類として指定した。

平成二十二年十二月十日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定図書類

種類	図書類の題名	刊行年	発行所、制作者名
雑誌	チャンプロード	2011.1月号	株式会社

2 指定年月日

平成22年12月10日

3 指定理由

著しく犯罪又は自殺を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第五百九十七号

次の医療機関を救急診療所として平成二十二年十一月一日認定したので、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条の規定により告示する。

平成二十二年十二月十日

岐阜県知事 古田 肇

医療機関名 所 在 地 有効期限
 山中ジェネラルクリニッ ク 安八郡安八町森部一八七〇番地一 平成二五・一一・三〇

岐阜県告示第五百九十八号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第五条第一項の規定により岐阜県農業振興地域整備基本方針を変更したので、同条第三項において準用する同法第四条第七項の規定により公表する。

なお、岐阜県農業振興地域整備基本方針は、岐阜県農政部農業振興課及び各地域農林事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

また、岐阜県農業振興地域整備基本方針に定める事項は、次のとおりである。

平成二十二年十二月十日

岐阜県知事 古田 肇

- 第一 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項
 - 1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する基本的考え方
 - 2 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進
 - 3 農業上の土地利用の基本的方向
- 第二 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項
- 第三 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項
 - 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向
 - 2 農業地帯別の構想
 - 3 広域整備の構想
- 第四 農用地等の保全に関する事項
 - 1 農用地等の保全の方向
 - 2 農用地等の保全のための事業
 - 3 農用地等の保全のための活動
- 第五 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農

業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

2 農業地帯別の構想

第六 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

1 重点作物別の構想

2 農業地帯別の構想

3 広域整備の構想

第七 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

第八 第五に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

2 農村地域における就業機会の確保のための構想

第九 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

1 生活環境施設の整備の必要性

2 生活環境施設の整備の構想

岐阜県告示第五百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年十二月十日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更員	敷地の幅	延（メートル）	長	備考
-------	-----	---	---	-------	------	---------	---	----

類の道路		路線名		区間		区域		敷地の幅員		延長		備考	
一般	国道	二百四十号		関市山田字足洞一八七番三地先地内		別後	前	ル(メートル)		ル(メートル)			
						後	前	二五〇	二七三	一九六			

岐阜県告示第六百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年十二月十日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日

岐阜県知事 古田 肇

類の道路		路線名		区間		区域		敷地の幅員		延長		備考	
一般	国道	二百五十号		下呂市金山町金山字下中道一五九八番一地从先から	同 市同 町同 字上中道一六三二番三地从先まで	別後	前	ル(メートル)		ル(メートル)			
						後	前	一〇〇	一三〇	一五二			

岐阜県告示第六百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年十二月十日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日

岐阜県知事 古田 肇

類の道路		路線名		区間		区域		敷地の幅員		延長		備考	
県道		古川津江線		飛騨市古川町寺地字蕨野三四三番三地从先から	同 市同 町同 字川原三六二番一地从先まで	別後	前	ル(メートル)		ル(メートル)			
						後	前	八二	五〇	六〇			

岐阜県告示第六百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年十二月十日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日

岐阜県知事 古田 肇

類の道路		路線名		区間		区域		敷地の幅員		延長		備考	
国道		四百七十号		飛騨市神岡町麻生野字岩ヶ平山二七五四番一地从先から	同 市同 町同 字同 二七四九番六地从先まで	別後	前	ル(メートル)		ル(メートル)			
						後	前	二四三	二四三	二〇六			

岐阜県告示第六百三号

第2 監査結果

平成22年11月26日に監査を実施した現地機関に関する監査結果です。

監査結果については、監査対象機関に対し指摘又は指導を行い、是正又は改善を求めました。

1 総合企画部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
畜産研究所	平成22年11月26日	なし	1件

2 健康福祉部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
岐阜保健所	平成22年11月26日	1件 時間外勤務手当の過大支給及び支払い不足	1件
多治見看護専門学校	平成22年11月26日	なし	なし
下呂看護専門学校	平成22年11月26日	なし	なし
精神保健福祉センター	平成22年11月26日	1件 旅費の過大支給	なし
知的障害者更生相談所	平成22年11月26日	なし	なし

3 商工労働部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
情報科学芸術大学院大学	平成22年11月26日	2件 請書の未徴取 確認がないまま賃金を支出	なし
国際情報科学芸術アカデミー	平成22年11月26日	なし	なし

4 教育委員会

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
瑞浪高等学校	平成22年11月26日	なし	なし

土岐紅陵高等学校	平成22年11月26日	なし	なし
恵那高等学校	平成22年11月26日	なし	なし
恵那農業高等学校	平成22年11月26日	なし	1件
坂下高等学校	平成22年11月26日	なし	1件
中津商業高等学校	平成22年11月26日	なし	なし
中津川工業高等学校	平成22年11月26日	なし	なし
斐太高等学校	平成22年11月26日	なし	なし
飛騨高山高等学校	平成22年11月26日	なし	1件
高山工業高等学校	平成22年11月26日	なし	なし
吉城高等学校	平成22年11月26日	なし	なし
飛騨神岡高等学校	平成22年11月26日	なし	なし
東濃フロンティア高等学校	平成22年11月26日	なし	なし

5 警察本部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
岐阜北警察署	平成22年11月26日	なし	1件
各務原警察署	平成22年11月26日	なし	1件
養老警察署	平成22年11月26日	なし	なし
垂井警察署	平成22年11月26日	なし	なし
北方警察署	平成22年11月26日	なし	1件
山県警察署	平成22年11月26日	なし	なし

加茂嶮瀨岨	平成22年11月26日	なし		なし
可児嶮瀨岨	平成22年11月26日	なし		1弁
丹波三嶮瀨岨	平成22年11月26日	なし		1弁
下田嶮瀨岨	平成22年11月26日	なし		1弁

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年十二月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年十一月十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人飛驒高山 町家再生・住替え支援センター
- 三 代表者の氏名 下本 一伸
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市下岡本町二九八二番地一〇
- 五 定款に記載された目的 この法人は、飛驒高山における町家の再生を核とした住替え支援並びに二地域居住に関する事業、そこから派生する各種事業を実施することにより、町家を活用した地域まちづくりの推進及び居住環境から考えたソフトとハードによる地域コミュニティ構築、地域住民の生活環境向上に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
揖斐川地区	揖斐川町役場	平成二・二二・一〇から 一・一七まで

保安林に指定された旨の通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第三項の規定による通知について、相手方の所在が不明であるので、同法第八十九条の規定によりその通知の内容を岐阜市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を公示する。

平成二十二年十二月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 所在が不明な相手方の登記簿上の氏名 亀山謙二
- 二 通知の要旨 平成二十二年十一月十八日付け農林水産省告示第九百十二号により、森林が保安林に指定された。

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十二年十二月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（ジオイド測量）

三 作業期間

平成二十二年十二月七日から
平成二十三年三月十五日まで

四 作業地域

中津川市及び下呂市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により中日本高速道路株式会社名古屋支社岐阜工務事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年十二月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

中日本高速道路株式会社名古屋支社岐阜工務事務所

二 作業種類

公共測量（砂防・治山計画図作成）

三 作業期間

平成二十二年九月一日から
同 年十一月二十六日まで

四 作業地域

郡上市美並町、八幡町及び大和町地内

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定において準用する同

法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画用途地域

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

平成二十二年十二月十日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一號

編集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター